



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 45 回 財務諸表項目 減損会計（前編）

昨年年末が来たかと思いましたが、もう 2018 年も 1 ヶ月が過ぎてしまったようです。早いものです。さて、1 月に入り、12 月決算の多くの会社が、これから監査の対応を考えられている時期かと思います。今回と次回の月報では、決算関連のトピックとして減損会計について記載していきたいと思います。

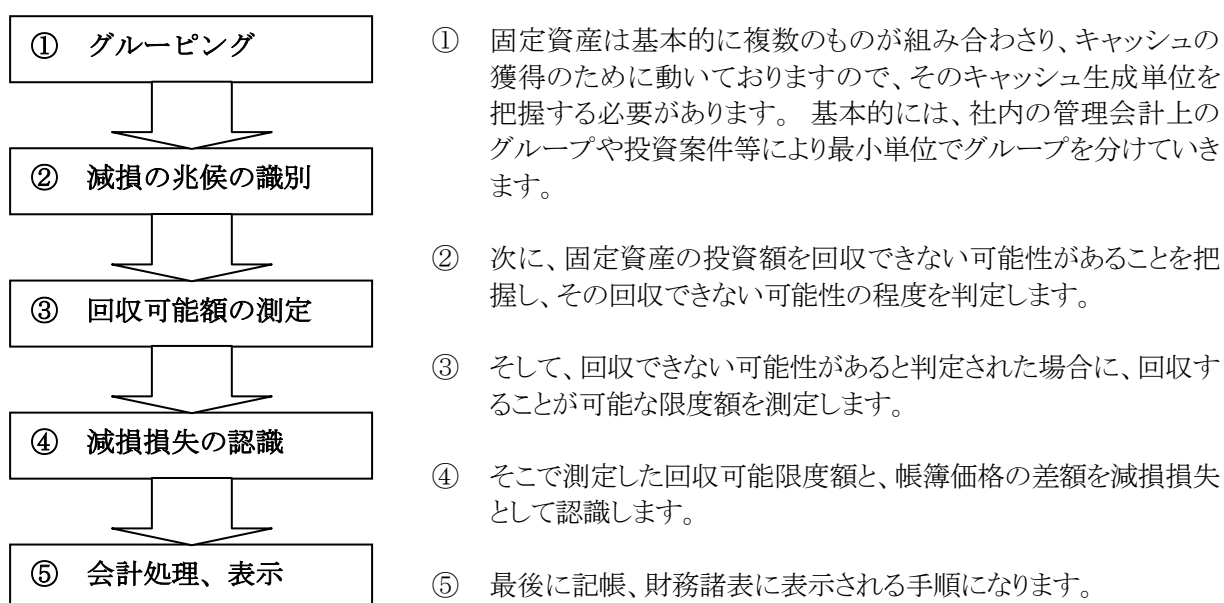
そもそも減損とは

まず、基本的な考え方として、固定資産に関する投資は、固定資産の購入時点で完了しています。一方、固定資産は長期にわたり使用することが可能で、その投資の時点で投資額を一括費用計上してしまうと、将来の収益と費用が対応しなくなってしまう。そのため、投資の時点では一括費用計上せずに、固定資産として資産計上し、減価償却により各年度に投資額を費用として配分していくことにより、収益と費用を対応させていく必要があります。

一方で、固定資産を廃棄することが決まっている場合や、将来においてその固定資産を使用した事業では投資が回収できないと認められる場合にも、固定資産の資産性を認め、回収できないと見込まれる投資額を資産として計上してしまうと、決算書を見た人に誤解を与える可能性があります。そのため、将来の回収できると見込まれる金額まで固定資産の評価を下げる処理が必要になります。この処理のことを減損といいます。

減損計上までのプロセス

減損計上までのプロセスは下記の通りです。



上記のプロセスに関する補足は下記の通りです。

グルーピング

グルーピングとは、個々の固定資産を、固定資産簿価と回収可能価額を比較する単位に分けていくことをいいます。

固定資産がどのようにキャッシュを生み出すのかを考える際、複数の固定資産を使用することにより事業を継続させキャッシュを生み出すと考えることが一般的です。

そのキャッシュを生み出すことができる最小の固定資産群がグルーピングを行う単位になります。

実務上のポイントとして、タイの日系子会社を前提にするのであれば、一般的に、事業の単位と考えることが出来ます。つまり、減損の適用は事業の単位で考えていくことになります。

減損の兆候の識別

減損の兆候とは、減損が生じている可能性を示す事象をいいます。

つまり、将来の固定資産を使用または売却することにより得られるキャッシュが、期末時点の固定資産の帳簿価額を下回っていると言えるような事象が生じているかを判断していくことになります。

実務上は、全固定資産に対して検討を行うのではなく、減損の兆候がある固定資産に関し、減損テストを実施するという手順になります。

具体的な数値の基準ではなくケースバイケースで判断していくことになります。

実務上タイ監査人から指摘されやすい減損の兆候は、

- (1)固定資産の廃棄または簿価未満での売却が近い将来に行われることが予想される場合
- (2)赤字を継続している事業が、翌期以降も赤字が見込まれる場合
- (3)企業にとって悪影響のある著しい変化が、当期に発生または近い将来に発生すると予想される場合
- (4)事業を廃止する予定がある場合

等が挙げられます。

特に(3)に関しては、企業側で、減損の兆候に関する認識が漏れている場合があります、注意が必要です。

(次号に続く)

よろしくお願いします。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第46回 財務諸表項目 減損会計（後編）

今回は前回に引き続き、減損会計について記載していきたいと思います。

前回、減損計上までのプロセス、グルーピング、減損の兆候の識別について記載しました。

今回は、回収可能額の測定、減損損失の認識、会計処理、表示について記載していきます。

前回のおさらいとなりますが、固定資産に関する投資は、通常、固定資産の購入時点で完了しています。固定資産は長期にわたり使用することが可能で、その固定資産に資産性があるのであれば、購入時点で一括費用処理をせず、固定資産を使用する各期に減価償却を通じ費用計上していきます。

一方、固定資産を廃棄することが決まっている場合や、将来においてその固定資産を使用した事業では投資が回収できないと認められる場合には、固定資産の資産性が無い部分にまで、資産として計上することが出来ません。

固定資産の帳簿価額を資産性のある部分まで減額する処理を減損といいます。

回収可能額の測定

固定資産の資産性は、回収可能額を限度として認められます。

回収可能額とは、基準上、使用価値又は、正味売却価額のいずれか高い金額とされております。

使用価値

事業を継続することにより生み出される資金回収の見込額、資産又は資産グループの継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値。

つまり、固定資産の使用を前提に、その固定資産を通じて将来獲得することが出来る資金の総計となります。

使用価値算定の留意点は、下記の通りです。

- ・経営者により承認された最新の予算・予測に基づいた将来キャッシュ・フローの見積額が求められる。
- ・将来キャッシュ・フロー予測期間は、原則として最長5年とし、5年目以降は合理的な成長率を用いる。
- ・合理的な成長率は、国または産業の長期平均成長率を超えてはならない。（平均以上の成長率が続く市場が存在する場合、同業他社が参入することが想定されるため。）
- ・計画が長期にわたるため、将来キャッシュ・フローの見積額に時間価値を考慮し、将来キャッシュ・フローの現在価値を算定する必要がある。

正味売却価額

公正な評価額から売却費用見込額を控除した金額。

つまり、固定資産を売却したらどれだけの資金を回収できるのか、固定資産の時価から売却見込額を控除した金額。（不動産鑑定書や中古市場等を参照します。）

正味売却価額算定の留意点は、下記の通りです。

- ・不動産や中古市場のある固定資産を除き、正味売却価額を見積もることは困難なケースが多い。
- ・正味売却価額の見積が困難な場合には、使用価値のみを用いて資産性を算定せざるを得ない。

なお、回収可能額の算定時、正味売却価額と使用価値のいずれか一方が帳簿価額を超過しているのであれば固定資産に資産性ありと認められるため減損は不要となります。

減損損失の認識

回収可能額が算定された後、固定資産の帳簿価額と回収可能額の差額を、減損損失と認識します。前回記載の通り、減損を行うにあたり、グルーピングを行っている場合があります。そのため、どの固定資産にいくらの減損損失を識別していくのか、減損損失の配分が必要になります。

まず、各資産グループにおいて認識された減損損失は、のれんに優先的に配分し、残額は、帳簿価額に基づく比例配分等の合理的な方法により、当該資産グループの各構成資産に配分するとされています。のれんとは、資産負債時価を超えた価額で会社の買収等を行った場合に生じるもので、飲食店等の入口にあるのれん（いわゆるブランド）に由来しています。企業のブランド力をのれんとして資産計上しているにも関わらず、減損が発生するという事は、当該ブランドの超過収益力が認められないということになりますので、まずはのれんから減損損失を配分していくことになります。

減損損失をのれんに配分した後、未配分の減損損失に関しては、帳簿価額等により比例配分していきます。個別にキャッシュ・フローが見積もれないためにグルーピングしているので、實際上、帳簿価額による比例配分は最も合理的な配分方法であるとも言えます。

会計処理、表示

減損損失をどの固定資産にいくら配分するのかを把握した後、会計処理を行い財務諸表上に減損を表示していく必要があります。

タイの会計基準では、日本の会計基準でいう独立間接控除形式としての表示が求められています。

独立間接控除形式とは、資産に対する減損損失累計額を、取得原価から減価償却累計額とわけて間接控除する形式を言います。

減損の戻入について

翌期以降、のれんを除き減損の戻入は認められております。

戻入限度額としては、減損を計上した金額ではなく、減損を行っていなかった場合における固定資産の帳簿価額が限度となっております。

減損を行わなかった場合に計上されたであろう減価償却に対応する部分に関しては、既に費用化しているため、戻入を行うことは出来ないとの理由です。

よろしくお願いします。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成（総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成）、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料（関係会社向け連結パッケージ）の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅（日本国公認会計士）/^{さこん ゆういち} 左近 裕一（日本国公認会計士試験合格者）

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第 47 回 財務諸表項目 税効果会計

今回は税効果会計について記載していきたいと思います。

税効果会計の適用は、タイの中小企業向け会計基準において任意とされております。

任意適用のため、適用している会社が少なく、タイ人経理スタッフが苦手としているケースが多いです。

タイの決算書上は税効果会計を適用していなくても、親会社へ報告する際に、調整が必要な場合等もあり、学問的な話しは除き、税効果会計に関する基本的な事項について、知って損はないものと思います。

税効果会計とは、

税法によって計算された法人税等の納税額を、会計基準に基づき、会計の目的にあった損益と一致するよう調整することです。

会計及び税務は、両者異なる目的により規定されております。

会計上の収益及び費用の目的を適正な期間損益計算することとするのであれば、

税務上の収益及び費用の目的は適正な課税所得計算にあるといえます。

仮に、税引前当期純利益の金額までを、会計上の目的に沿った方法により損益を計上したとしても、税法により計算された法人税等の金額をおいてしまうと、そこから計算される当期純利益は、会計上の目的にあった損益を表示しているとはいえません。

税引前当期純利益(会計基準)	調整 ⇒	税引前当期純利益(会計基準)
法人税等(税法)		法人税等(税法)
差引: 当期純利益		法人税等調整額(調整)
		差引: 当期純利益(会計基準)

そのため、当期純利益を会計上の目的にあった表示へと調整するために税効果会計は必要とされています。

永久差異、一時差異、

会計と税務の差異は、下記の 2 つに分類できます。

(1) 永久差異

会計と税務の差異が永久に解消しない差異を言います。

例えば、交際費の限度額超過額、税務上 2 重損金算入額の恩典のある経費、領収書不備等による損金不算入経費等です。

これらの項目は、税額計算上、加減算の調整を行いますが、翌期以降に繰り越されることはありません。

このような差異は、その会計期間の法人税等の増減として処理することが適切であると言えます。

(2) 一時差異

会計と税務の差異が将来において解消する差異を言います。

このような差異は、会計の目的にあった損益を計算できるよう調整が行われることが適切であると言えます。

タイ実務上、考えられる一時差異には下記のものがあります。

・当期純損失、繰延欠損金

タイ税法上は、時期以降5期以内に限り、損金として税務調整することが認められています。

・あらゆる引当金(在庫評価引当金、減損損失引当金、退職給付引当金等)

引当金計上時に生じる費用については、税務上、損金として算入することが出来ません。引当金の解消時に損金として計上されることになります。

・ファイナンス・リース取引

ファイナンス・リース取引に関し、会計上は資産として計上し、減価償却費ならびに金利相当を支払利息として認識しますが、税務上は、支払リース料を損金として取り扱います。

永久に解消しない差異は調整のしようがないため、税効果会計の対象は、一時差異のみとなります。

繰延税金資産、繰延税金負債、

さて、損益に関することを記載してきましたが、貸借対照表の表示に関しても多少記載していきたいと思えます。それぞれ勘定科目の定義は下記の通りです。

繰延税金資産

⇒将来減算一時差異に関連して将来の期に回収されることになる税額

繰延税金負債

⇒将来加算一時差異に関連して将来の期に課される税額

難しいことはありません。例えば、引当金のような一時差異に関して、会計上の利益を基準に考えた時、会計上の利益よりも多く法人税等を納付しているのであれば、将来においては会計上の利益よりも少なく法人税等を納付することになるため、税金の前払いであるとも考えられる。つまり、それは資産であるといった考え方です。

よろしくお願いします。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 こばやし かずまさ 小林 一雅 (日本国公認会計士) / さこん ゆういち 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com



経理のすゝめ



Kompass Accounting Co., Ltd.

日本国公認会計士試験合格者 左近 裕一

第48回 財務諸表項目 リース会計

今回はリース会計について記載していきたいと思います。

リースをした場合に固定資産として計上されるということは、割とよく知られていることだと思います。今回は、実務上どのように処理されているかについて記載していきたいと思います。

リース取引は、その取引の実態により下記の2つに分類されます。

名称	取引の実態
ファイナンス・リース	借入及び資産の購入
オペレーション・リース	賃貸

資産として計上されるのは、ファイナンス・リースに該当する場合に限ります。オペレーション・リースに該当する場合には、支払リース料が対応する会計期間に費用として計上されることになります。

では、ファイナンス・リースに該当する場合の仕訳を見ていきましょう。当期期首である2018年1月1日にリースを行い、下記の返済計画書を受領した。ファイナンス・リースに該当する。減価償却については、耐用年数5年、定額法を採用している。

支払回数	支払期限	支払リース料	うち元本	うち利息
1	2018/3/31	10,000.00	8,630.83	1,369.17
2	2018/6/30	10,000.00	8,680.16	1,319.84
3	2018/9/30	10,000.00	8,731.29	1,268.71
4	2018/12/31	10,000.00	8,797.33	1,202.67
5	2019/3/31	10,000.00	8,888.54	1,111.46
～				
20	2022/12/31	10,000.00	9,924.95	75.05
合計		200,000.00	185,092.35	14,907.65

リース資産を計上する際に、リース資産の取得原価を算定する必要がありますが、実務上は、返済計画書に記載されている うち元本 の総額を取得原価と見做し取り扱うことが多いです。

リース時の処理

借方		貸方	
リース資産	185,092.35	リース債務	185,092.35

※リース資産の取得原価と同額をリース債務として負債計上します。

第1回目リース料支払時の処理

借方		貸方	
リース債務	8,630.83	現金	10,000.00
支払利息	1,369.17		

※元本の返済分リース債務を減額し、利息相当を費用計上します。

第2回目リース料支払時の処理

借方		貸方	
リース債務	8,680.16	現金	10,000.00
支払利息	1,319.84		

第3回目リース料支払時の処理

借方		貸方	
リース債務	1,268.71	現金	10,000.00
支払利息	8,731.29		

第4回目リース料支払時の処理

借方		貸方	
リース債務	8,797.33	現金	10,000.00
支払利息	1,202.67		

決算時の処理

借方		貸方	
減価償却費	37,018.47	減価償却累計額	37,018.47

※減価償却費 37,018.47＝リース資産 185,092.35÷耐用年数 5 年

うち元本部分に関しては、リース資産として固定資産計上し、減価償却を通じ費用として計上されます。
 うち利息部分に関しては、支払利息としてリース期間を通じて費用が計上されることになります。
 リース期間未到来の利息相当分については、未払利息としても計上されず、簿外となり注意が必要です。

よろしくお願いします。

KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

日本であれば、街の会計士、税理士事務所で受けられる会計・税務のアウトソースサービスですが、タイには、品質的に満足の行くアウトソースサービスがこれまでありませんでした。タイでビジネスを展開する日系企業の皆様が、製造や営業販売といった本来業務にできる限り専念できるよう、コンパスがサポート致します。

【主な業務内容】

会計帳簿の作成(総勘定元帳、試算表、月次決算資料の作成)、給与計算代行、月次税務、会計処理のチェック、法定財務諸表の作成、連結財務諸表作成のための資料(関係会社向け連結パッケージ)の作成、法人税関係各種申告書の作成、個人所得税関係各種申告書の作成、VAT 関係申告書の作成、会計税務コンサルティング・顧問、その他関連業務

【連絡先】 代表 ^{こばやし かずまさ} 小林 一雅 (日本国公認会計士) / ^{さこん ゆういち} 左近 裕一 (日本国公認会計士試験合格者)

社名: KOMPASS ACCOUNTING CO., LTD.

住所: 323 United Center Bldg., 19th FL., Unit 1901-1902B Silom Road, Silom, Bangrak, Bangkok 10500

Tel: 66 (2) 635-5145 Fax: 66 (2) 635-5150 E-Mail: sakon@KompassAccounting.com